

使用済み太陽光パネル将来排出量実態等調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月28日

1 目的

本県は年間快晴日数が約50日と多く、日照時間が長いことから、太陽光発電に有利な地理的特性を有している。平成24年から開始された固定価格買取制度は、再生可能エネルギーで発電した電力を国が定めた価格で一定期間、電力会社が買い取る制度で、この制度の後押しを受け、全国的に急速に太陽光発電施設が設置された。本県の県土面積が全国第39位であるのに対し、太陽光発電施設の事業用設置（発電容量ベース）が全国第22位で、家庭用は第2位であるのは、地理的特性を活かした結果だと考える。

太陽光発電パネルは約20～30年で耐用年数を迎え、これから大量廃棄期を迎えることになる。しかし、大量廃棄期における排出量をピークと考えると、リサイクル体制が不十分であり、現状は安価な埋立処分が主流となっている。大量廃棄期までに、効率的な回収から再資源化までビジネスベースで自走できるサーキュラーエコノミーシステムを確立する必要がある。

そのため、県内に既に設置されている太陽光パネルに係る情報を収集・整理し、国の法令・計画・政策等による今後の動向等を勘案したうえで、将来の県内外における使用済み太陽光パネルの排出量を推計し、政策立案することを業務の目的とする。

については、公募型プロポーザル方式にて委託先を決定するため、参加者を募集する。

2 委託業務の概要

- (1)委託業務名 使用済み太陽光パネル将来排出量実態等調査業務委託
- (2)実施主体 埼玉県
- (3)履行期限 令和8年12月11日（金）
（委託仕様書5業務内容に定める業務を全て履行し、検査に合格した場合、履行期限を前倒すことができる。）
- (4)委託業務内容 別添「使用済み太陽光パネル将来排出量実態等調査業務委託仕様書」のとおり。
- (5)委託予定額 6,644,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。
※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格はこの範囲内

3 スケジュール

- (1)公告日 4月28日（火）
- (2)質問受付期間 4月28日（火）～5月8日（金）12時まで
- (3)質問に対する回答 5月11日（月）17時

- (4)参加申込書の提出期限 5月13日(水) 17時
- (5)企画提案書の提出期限 5月21日(木) 17時
- (6)企画提案審査 6月上旬
- (7)審査結果の通知 6月上旬～中旬

4 参加資格

次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない事業者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者
- (2)埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4)本件公募型プロポーザルの公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- (5)本件公募型プロポーザルの公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

5 質疑事項の受付及び回答

(1)質問の受付

本件について、質問を以下のとおり受け付ける。

ア質問方法

様式第1号「質問票」に記入し、下記電子メールアドレスに電子メールで提出するものとする。送信後、電話で到達確認を行うこと。

イ提出先

埼玉県環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当

送信先 a3120-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3136

ウ電子メールの件名

「(企業名・提出日) 使用済み太陽光パネル将来排出量実態等調査業務委託に関する質問」

エ質問受付期間

令和8年4月28日(火)～5月8日(金) 12時(必着)

(2)質問の回答

質問に対する回答は、企業名等を伏せて、令和8年5月11日(月) 17時までに埼玉県のホームページ内の以下のページに掲載する。

公表ページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0506/r8puropo.html>

6 参加申込書の受付

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式第2号「参加申込書」を提出すること。参加申込書の提出のない者からの企画提案は受け付けない。

(1) 提出方法

電子メールで提出すること。送信後、電話で到達確認を行うこと。

埼玉県環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当

送信先 a3120-03@pref.saitama.lg.jp

メールの件名 「(企業名・提出日) 使用済み太陽光パネル将来排出量実態等調査業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込」

電話番号 048-830-3136

(2) 提出期限

令和8年5月13日（水）17時（必着）

7 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

(1) 提出方法

ア7(4)の提出書類を作成の上、原則として電子データで提出すること。電子データの送付方法は、参加申込書を提出した者に別途案内する。

イ電子データでの提出ができない書類は、持参又は郵送によること。郵送による場合は、配達状況が確認できる方法によること。

ウ持参による提出は、開庁日の9時から17時まで受け付ける。

(2) 持参又は郵送による提出先

埼玉県環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048-830-3136

(3) 受付期間

令和8年5月21日（木）17時（必着）

(4) 提出書類

ア使用済み太陽光パネル将来排出量実態等調査業務委託企画提案書（様式第3号）

イ見積書（様式自由）

仕様書の記載に沿った見積書を作成し提出すること。併せて、見積金額の根拠となる内訳書を添付すること。なお、宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。

ウ企画提案書

(5) 企画提案の作成要領

ア企画提案書の構成

(ア)企業概要及び契約実績

(イ)設置状況及び将来排出量推計に係る提案書

- (ウ)県内太陽光発電認定事業者等に対する調査
 - (エ)政策提案
 - (オ)実施スケジュール
 - (カ)業務実施体制図
- イ企画提案書の作成要領
- (ア)企業概要及び契約実績
 - 事業者の名称、設立年、資本金、従業員数、売上高・経常利益、事業概要等の企業概要を示すとともに、太陽光パネルをはじめとした資源循環に係る調査業務の契約実績を示すこと。
 - (イ)設置状況及び将来排出量推計に係る提案書
 - 仕様書に掲げた各種推計調査について、調査手法、推計に使用するパラメータ、考慮する要素、推計方法等を出来る限り具体的に示して、提案してください。
 - (ウ)県内太陽光発電認定事業者等に対する調査
 - 対象事業者の選定及び調査対象数について、できるだけ具体的に示して、提案してください。
 - (エ)政策提案
 - 政策提案を検討するうえで、具体的な方法を提案してください。
 - (オ)実施スケジュール
 - 業務全体の実施スケジュールを示してください。なお、仕様書2の報告期限を満たしてください。
 - (カ)業務実施体制図
 - 管理技術者、照査技術者及び担当者の氏名、専門分野、資格、業務経歴を記載するとともになど業務実施体制を記載してください。

8 委託候補者の選定方法等

(1)審査方法

審査は、参加者から提出された企画提案書等により行う。なお、書面審査とし、参加者によるプレゼンテーションは行わない。

委託先の選定に当たっては、「使用済み太陽光パネル将来排出量実態等調査業務委託審査委員会」が提案内容を総合的に審査し、最も点数の高かった提案者を契約先候補者（以下、「候補者」という。）として選定する。なお、最高点が2者以上ある場合には、見積額が低い者を候補者とする。ただし、審査員全員の合計点数が満点に対して60%に満たない場合は、候補者として選定しない。

(2) 審査基準

事業提案を審査する基準は次のとおりとする。

審査対象事項	評価項目	資料	配点
事業実績	本業務の類似業務(太陽光パネルをはじめとした資源循環に係る調査業務)の受託実績があるか。 ※受注実績がない場合は、その旨を提案書に記載すること。	企画提案書 (企業概要及び契約実績)	10点
業務の実施体制	知見を有する者を配置するなど、業務の実施体制が明確かつ適正で、業務を確実に実施できるか。また、業務全体の具体的なスケジュールが記載されているか。	企画提案書	20点
業務の取組内容① (仕様書 5 (1)関係)	仕様書に基づき、その目的及び内容を的確に反映した提案内容となっているか。	企画提案書	10点
業務の取組内容② (仕様書 5 (2)関係)		企画提案書	10点
業務の取組内容③ (仕様書 5 (3)関係)		企画提案書	20点
業務の取組内容④ (仕様書 5 (4)関係)		企画提案書	20点
見積額	提案内容から見て、見積価格は妥当であるか。	見積書	10点

(3) その他

選定後であっても、委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。また、委託候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託候補者に事故等がある場合、委託候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行うものとする。

9 契約方法

提案された企画内容を元に、委託先候補者と県の間で業務内容に関する細目事項等の協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

なお、緊急時等でやむを得ない場合は、本プロポーザルの停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

10失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2)「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

11その他の注意事項

- (1)提案書類に係る著作権の取扱い

ア提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行に当たってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類及び電子ファイルは返却しない。

イ落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

- (2)費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

- (3)複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

12担当窓口

埼玉県環境部産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail : a3120-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号：048-830-3136